

法人税に係るグループ通算制度の適用に関する報告書記載要領

1 用途等

- (1) この報告書は、法人税法第 64 条の 9 の承認を受け通算法人となったとき（承認があったものとみなされた場合を含みます。）又は同法第 64 条の 10 の規定により通算法人でなくなったときに使用してください。
- (2) この報告書は、通算法人となった日又は通算法人でなくなった日以後 2 月以内に納税地を管轄する県税事務所に提出してください。

2 各欄の記載要領

- (1) 「本店又は本社所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所等の所在地を記載してください。
- (2) 「県内にある主たる事務所等所在地」欄には、本県内にある主たる事務所等が、本店又は本社所在地と異なる場合に記載してください。
- (3) 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。
- (4) 「通算法人の種類」及び「区分」欄は、該当する□にレ点を付してください。
- (5) 「上記区分に該当する異動事由」欄は、該当する□にレ点を付してください。
ア「グループ通算制度の承認があった。」には承認があったものとみなされた場合を含みます。
イ「通算完全支配関係等を有しなくなった。」の（ ）内には、完全支配関係等を有しなくなった具体的な原因を記載してください。

<記載例>

- ・親法人の完全支配が解消した
 - ・青色申告の承認の取り消しの通知を受けた
 - ・合併解散した
 - ・他の内国法人に完全支配された
- (6) 「事由が生じた日」欄には、上記(5)において該当する事由が生じた日（承認又は承認を取り消されたものとみなされた日を含みます。）を記載してください。
 - (7) 「最初通算事業年度」欄には、通算法人が、グループ通算制度の承認を受けて、最初の確定申告をする又はした事業年度を記載してください。
 - (8) 「事業年度に関する事項」欄には、グループ通算制度の承認又は取消し等の事由が生じたために、地方税法第 72 条の 13 の規定によりみなし事業年度が発生することとなる法人は、変更前と変更後の事業年度及び当該事業年度における法人税の申告方法について該当する□にレ点を付してください。
 - (9) 「通算親法人に関する事項」欄には、この報告書を提出する法人が 通算子法人である場合のみ、通算親法人名等を記載してください。記載にあたっては、上記（1）、（2）の記載方法を参考にしてください。

3 添付書類は、報告書に記載があるもののほか、該当する場合は下記の書類を添付してください。

- (1) 青色申告の承認の取り消しの処分を受けたことにより通算法人でなくなった場合は、当該処分に係る税務署長からの通知の写し
- (2) 報告する異動事項に関し、登記事項の変更が伴う場合に限り登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し